

「養育費」や「面会交流」の取り決めはされましたか？

こんなことに
悩んでいませんか。

- ・養育費を、どのように取り決めたらいいのかわからない。
- ・相手との話し合いが進まない。
- ・養育費の取り決めをしたが、支払ってもらえない。
- ・早く離婚したかったので養育費のことは決めなかったけれど、今からでも請求できるのだろうか。
- ・面会交流は何歳から始めたらいいのだろうか。

ひとり親家庭の方 離婚を考えている方

平成24年4月1日より民法の一部が改正され、協議離婚の際には子の監護者（親権者）のほかに「養育費」や「面会交流」についても取り決めをすることとされ、取り決める際には、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明記されました。



岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、次のような事業を実施しております。

- ・弁護士による「養育費などの無料法律相談」
- ・面会交流支援事業（所得制限等あり）
- ・養育費相談員による相談受付
- ・養育費講習会の開催（年2回程度）

詳しくはセンターに
お尋ねください。



HP



Facebook

友だち追加はこちらから



LINE

定期的に支援情報を
お届けします。

岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター



〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-53 OKBふれあい会館第2棟9階
TEL 058-268-2569 FAX 058-216-1883
E-mail shien-gifu@sunny.ocn.ne.jp

※当センターは、岐阜県及び岐阜市より委託を受け 一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会が運営しています。

- 開所日・時間／月～土曜日
※祝・祭日、年末年始を除く
午前9時～午後5時
- 夜間(17時～20時まで)の
ご相談を受け付けております。
(1週間前までにご予約ください)
- 電話・来所・メール・オンライン
でのご相談をお受けしています。

子どもの健やかな成長のために

～離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきこと～

養育費とは、**子どもを監護・教育するために必要な費用**のことをいいます。

子どもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくとも**自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）**だとされています。子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。



面会交流とは、**子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること**をいいます。離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともにかけがえのない存在です。面会交流はそんな子どものために行うものです。子どもは面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、**子どもが生きていく上での大切な力**となります。



(法務省リーフレットから引用)

◆今年度の当センターにおける養育費講習会の
開催予定はこちらから

オンライン開催もあります



◆離婚をするときに考えておくべきことをまとめた法務省の情報はこちらから

- 離婚を考えている方へ
～離婚をするときに
考えておくべきこと～
(法務省HP)



- 子どもの養育に関する
合意書作成の手引きと
Q&A(法務省HP)



◆法務省が初制作！
「養育費バーチャルガイダンス2021」は、こちらから
(14分程度の動画です。手続きや書式、窓口などイラストで解説されています。)



◆養育費相談支援センター相談窓口はこちらから

- 【電話相談】 平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時
水曜日 午後0時～午後10時
土曜日・祝日 午前10時～午後6時
(振替休日は電話相談はお休みです)
※新型コロナウイルスの感染状況により、相談時間が変更になる可能性があります。

03-3980-4108 (ご希望により、当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています)

0120-965-419 (携帯電話とPHSは使えませんので上記番号におかけください)

【メール相談】 info@youikuhi.or.jp

◆岐阜市及び各務原市が実施している養育費支援事業は、こちらから

養育費の取決めを行うひとり親などに対し、養育費に関する公正証書などの作成に必要な経費を援助します。
(補助上限あり)

- 岐阜市
養育費取り決め
支援事業



- 各務原市
養育費確保支援事業

